

9月24日（金）

# 平成 22 年 9 月 24 日 ( 金 曜 日 )

午前 10 時 0 分開議

52 番 外 山 三 博 (自由民主党)  
53 番 福 田 作 弥 ( 同 )

出席議員 (42 名)

- 5 番 西 村 賢 (新みやざき)
- 6 番 岡 師 博 規 (日 日 新)
- 7 番 武 井 俊 輔 (愛みやざき)
- 8 番 岩 下 斌 彦 (つくしの会)
- 9 番 山 下 博 三 (自由民主党)
- 10 番 黒 木 正 一 ( 同 )
- 11 番 松 村 悟 郎 ( 同 )
- 12 番 中 村 幸 一 ( 同 )
- 15 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
- 16 番 外 山 良 治 ( 同 )
- 17 番 田 口 雄 二 (新みやざき)
- 18 番 松 田 勝 則 ( 同 )
- 19 番 中 野 廣 明 (自由民主党)
- 20 番 十 屋 幸 平 ( 同 )
- 21 番 押 川 修 一 郎 ( 同 )
- 22 番 外 山 衛 ( 同 )
- 23 番 宮 原 義 久 ( 同 )
- 24 番 河 野 安 幸 ( 同 )
- 26 番 前 屋 敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 27 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 太 田 清 海 (社会民主党宮崎県議団)
- 29 番 満 行 潤 一 ( 同 )
- 30 番 水 間 篤 典 (新みやざき)
- 31 番 濱 砂 守 ( 同 )
- 32 番 星 原 透 (自由民主党)
- 33 番 中 野 一 則 ( 同 )
- 34 番 横 田 照 夫 ( 同 )
- 35 番 丸 山 裕 次 郎 ( 同 )
- 36 番 蓬 原 正 三 ( 同 )
- 39 番 新 見 昌 安 (公明党宮崎県議団)
- 40 番 長 友 安 弘 ( 同 )
- 41 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
- 43 番 井 上 紀 代 子 (新みやざき)
- 45 番 権 藤 梅 義 ( 同 )
- 46 番 徳 重 忠 夫 ( 同 )
- 47 番 坂 口 博 美 (自 民 党 鳳 凰 の 会)
- 48 番 萩 原 耕 三 (自由民主党)
- 49 番 黒 木 覚 市 ( 同 )
- 50 番 緒 嶋 雅 晃 ( 同 )
- 51 番 米 良 政 美 ( 同 )

地方自治法第 121 条による出席者

- |                 |           |   |
|-----------------|-----------|---|
| 知 事             | 東 国 原 英 夫 | 夫 |
| 副 知 事           | 河 野 俊 嗣   | 嗣 |
| 県 民 政 策 部 長     | 山 下 健 次   | 次 |
| 総 務 部 長         | 稲 用 博 美   | 美 |
| 福 祉 保 健 部 長     | 高 橋 博 博   | 博 |
| 環 境 森 林 部 長     | 吉 瀬 和 明   | 明 |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 渡 邊 亮 一   | 一 |
| 農 政 水 産 部 長     | 高 島 俊 一   | 一 |
| 県 土 整 備 部 長     | 児 玉 宏 紀   | 紀 |
| 会 計 管 理 者       | 加 藤 裕 彦   | 彦 |
| 企 業 局 長         | 濱 砂 公 一   | 一 |
| 病 院 局 長         | 甲 斐 景 早 文 | 文 |
| 財 政 課 長         | 日 隈 俊 郎   | 郎 |
| 教 育 委 員 長       | 近 藤 好 子   | 子 |
| 教 育 長           | 渡 辺 義 人   | 人 |
| 公 安 委 員 長       | 佐 藤 勇 夫   | 夫 |
| 警 察 本 部 長       | 鶴 見 雅 男   | 男 |
| 人 事 委 員 長       | 黒 木 奉 武   | 武 |
| 代 表 監 査 委 員     | 城 倉 恒 雄   | 雄 |

事務局職員出席者

- |             |         |   |
|-------------|---------|---|
| 事 務 局 長     | 日 高 勝 弘 | 弘 |
| 事 務 局 次 長   | 岡 崎 靖 博 | 博 |
| 総 務 課 長     | 渡 邊 靖 之 | 之 |
| 議 事 課 長     | 武 田 宗 仁 | 仁 |
| 政 策 調 査 課 長 | 日 高 正 憲 | 憲 |
| 議 事 課 長 補 佐 | 中 原 光 晴 | 晴 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 日 高 賢 治 | 治 |
| 議 事 課 主 査   | 関 谷 幸 二 | 二 |
| 議 事 課 主 査   | 前 田 陽 一 | 一 |

## ◎ 常任委員長審査結果報告

○中村幸一議長 ただいまの出席議員42名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決まで、及び決算議案の上程であります。

議案第1号から第15号まで、並びに請願第39号、40号、及び継続審査中の請願を一括議題といたします。

ただいまから常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、押川修一郎委員長。

○押川修一郎議員〔登壇〕（拍手） 総務政策常任委員会の報告をいたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外5件及び新規請願1件の計7件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致により決定をいたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第1号「平成22年度一般会計補正予算（第7号）」についてであります。

今回の一般会計補正予算は、口蹄疫復興対策及び公共事業費等の国庫補助決定に伴うもの、その他必要とする経費について措置することとしたものであり、322億6,000万円余の増額補正であります。この結果、一般会計の予算の規模は6,687億8,000万円余となります。補正予算に要する一般会計の歳入財源については、県債が212億6,100万円余、繰入金が44億円余、国庫支出金が30億3,100万円余が主なものとなっております。

このうち、口蹄疫復興対策基金設置事業についてであります。

これは、口蹄疫により重大な影響を受けた県内経済及び県民生活の早期の復興及び再建を図るための事業等を一体的かつ継続的に実施するための基金を設置するものであり、宮崎県口蹄疫被害義援金10億円、決算剰余金等その他の一般財源20億円を財源に30億円を積み立てるものであります。

また、口蹄疫復興対策本部で作成した「口蹄疫からの再生・復興方針」についても当局より報告がありました。

このことについて複数の委員より、「畜産経営を再開したい方がたくさんいる中で、家畜のいない状態から今後徐々に頭数をふやしていこうとする時期だからこそ、畜舎整備など取り組めることがある。まず急がれるのは、全国のモデルとなる畜産となるような畜舎環境、地域環境の具体的な指針・ビジョンを畜産農家へ示すことであり、それにより各農家が今後の復興のための計画を立てられることとなる」との意見がありました。

このことについて当局より、「この再生・復興方針にある特定疾患のないモデル地域の構築や適正飼養密度の経営形態への取り組みなどの方針は、県だけの考えで定めたものではなく、県内のさまざまな団体や農家グループ等との意見交換を行った上で作成したものであるが、どうやって具現化するのか、復興対策本部の中で議論をスピードアップしたい」との答弁がありました。

次に、宮崎県口蹄疫対策検証委員会についてであります。

この委員会は、今回、県内で発生した口蹄疫に係る一連の対策について、客観的かつ専門的

な観点から問題点の検証や改善点の検討等を行うことにより、今後の防疫対策や危機管理対策の充実強化を図るために設置されたものであり、検証委員会で決定した内容に沿って、県の5人の課長から成る庁内調査チームが専門の分科会からの報告も受けながら、アンケート調査、現地調査、ヒアリング調査等を行った上で、10月下旬を目標に報告書を取りまとめるものであります。

このことについて複数の委員より、「農家、獣医師はもとより、現場の最前線にいた市町村の方、消毒の専門家の方など、十分に意見を聞いていただいて、また県の取り組みに肯定的でないような方も関係なく意見を聞いていただくことにより、この委員会の最終的な報告書が公正な重みのあるものとなるようお願いしたい」との要望がありました。

また、委員より、「この検証委員会の会議内容の適切な情報提供についてお願いしたい」との要望がありました。

次に、議案第9号「宮崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例」についてであります。

今回の改正は、住民基本台帳法別表に規定されている65の事務のほか、各都道府県において条例で事務を規定することにより、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報の利用事務等を拡大させることができることから、県民の負担軽減及び行政事務の効率化を図るため、本県独自の利用事務として16事務を規定する所要の改正を行うものであります。

このことについて委員より、「運用に当たってセキュリティーには万全を期していただきたい」との要望がありました。

次に、司法修習生に対する給費制存続を求め

る意見書の提出についてであります。

司法修習生に対して給与を支給する制度は、日本の司法を担う人材の育成のため、終戦直後の非常に厳しい経済状況下において採用され、63年間の長期にわたり継続されてきたものであります。この給費制について、裁判所法の改正により本年11月から修習資金を貸与する制度へと移行することとなっております。現状においても半数を超える司法修習生が奨学金等を利用し、その金額の平均は318万円、最高額は1,200万円に上っており、給費制が廃止されれば、同法の改正に際し、国会附帯決議において「経済的事情から法曹への道を断念する事態を招くことのないように」と危惧したことが、現実のものとなりかねないこととなります。また、本県のように法科大学院のない地方出身者にとっては、さらに学費以外の生活費の負担がありますので、ますます法曹への門戸を狭めてしまうこととなります。このようなことから、国に対して、裁判所法を改正し、給費制を存続させるよう要望するものであります。

当委員会としましては、この意見書の提出を全会一致で決定したところでありますので、よろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

最後に、「県民政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中村幸一議長 次は、厚生常任委員会、中野廣明委員長。

○中野廣明議員〔登壇〕(拍手) 御報告いた

します。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外3件及び新規請願1件の計5件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案第10号については賛成多数により、その他の議案については全会一致により、決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部の補正予算についてであります。

今回の補正は、基金事業の実施に伴うものや国庫補助の決定に伴うもの等として、一般会計で3億3,700万円余の増額補正となっております。その結果、補正後の一般会計予算額は902億7,900万円余となり、一般会計と特別会計を合わせた福祉保健部の予算額は907億8,400万円余となります。

このうち、福祉・介護人材確保特別対策事業についてであります。

これは、福祉・介護職を目指す学生や、資格を有しているが就労していない方など、新しく就労を目指す方々に対し適切な支援を行うことで、福祉・介護分野の人材の確保を図るものであります。

このことについて委員より、福祉・介護職員の実態についての質疑があり、当局より、「介護職の離職率は年17.4%と、県内の平均離職率よりも高く、職員数を確保できたとしても、職員の入れかわりが早いため、サービスの質の面での問題も懸念される。現在、介護職員処遇改善交付金事業もあわせて活用し、介護現場の人材の確保、処遇改善に努めているところであ

る」との答弁がありました。

また、別の委員より、「人材を育成し、確保するためには、このような基金事業とあわせて宮崎県独自の取り組みを行うことが必要ではないか」との意見がありました。

次に、看護職員就業状況等実態調査事業についてであります。

これは、国において、看護職員の就業状況や離職者の状況について全国調査を実施し、看護職員の確保対策を検討するための基礎資料とするものであります。

このことについて委員より、「今回の実態調査では、県内各地域の医療機関等と看護職員等のマッチングなどについての調査はできないのか」との質疑があり、当局より、「全国統一の様式で実施するため、できないが、各都道府県ごとの集計が行われるので、本県の状況も把握できるものと考えている。また、県看護協会と連携し、県内看護職員の実態の把握にも努めており、今回の実態調査の結果とあわせて、今後、看護職員の確保等の施策立案に生かしていきたいと考えている」との答弁がありました。

また、別の委員より、「看護職員等の人材の確保については、本県における需給見通しをしっかりと把握した上で計画的に対応すべきではないか」との意見がありました。

次に、元県立富養園の跡地利用に関する民間事業者の再募集についてであります。

このことについて委員より、「跡地にある病棟や訓練棟などの各施設を複数の事業者が別々に利用することも可能なのか」との質疑があり、当局より、「今回、公募条件を精神障がい者の日常生活の支援に資する事業に拡大し、企画提案方式により募集を行う。各施設の複数事業者での利用など、提案されたさまざまなアイ

デアについて十分なヒアリングを行い、よりよい跡地の活用ができるよう検討した上で判断していくことになると考えている」との答弁がありました。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「福祉保健行政の推進並びに県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○中村幸一議長 次は、商工建設常任委員会、水間篤典委員長。

○水間篤典議員 [登壇] (拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外3件の計4件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願2件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定をいたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部の補正予算についてであります。

今回の補正は、口蹄疫復興対策に伴うものとして、一般会計で228億5,900万円余の増額補正となっております。この結果、補正後の一般会計予算額は791億6,900万円余となり、一般会計と特別会計を合わせた商工観光労働部の予算額は800億9,500万円余となります。

このうち、口蹄疫復興中小企業応援ファンド事業についてであります。

この事業は、口蹄疫の発生により中小企業が

深刻な影響を受けたことを踏まえ、財団法人宮崎県産業支援財団にファンドを創設し、その運用益によって地域活性化、誘客促進等に資する取り組みの支援を行い、中小企業の早期の復興を図るものであります。

このことについて委員より、「このファンド事業は、この1～2年で集中的に展開することだが、口蹄疫に関する影響調査結果でもわかるように、中小企業の復興は長期にわたると思われるので、その間、支援ができるよう、当事業の拡大も視野に入れて検討する必要があるのではないか」との意見がありました。

次に、宮崎フリーウェイ工業団地についてあります。

このことについて当局より、「県有地となることを契機として、企業誘致促進の強化のため、リース制度の導入や分譲価格の見直しを行い、また地域振興用地として分譲等について検討するなど、抜本的な見直しを行う」との説明がありました。

このことについて委員より、「県有地となることで県民からはさらに厳しい目で見られることになる。これまで立地が進まなかったことを踏まえて、地域産業の活性化及び雇用の拡大につながるよう、今後の企業誘致活動に全力を注いでほしい」との要望がありました。

次に、県土整備部の補正予算についてであります。

今回の補正は、口蹄疫復興対策及び国庫補助決定に伴うものとして、一般会計で26億9,400万円余の増額補正となっております。この結果、補正後の一般会計予算額は811億3,300万円余となり、一般会計と特別会計を合わせた県土整備部の予算額は840億8,600万円余となります。

このうち、県単公共事業についてでありま

す。

このことについて当局より、「県単公共事業の増額補正は、西都・児湯地区を中心に口蹄疫の発生した地域の復興対策として事業を実施するものである」との説明がありました。

当委員会といたしましては、口蹄疫により被害のあった地域においては、地域の雇用や建設業者等の支援につながると思われるので、今後の事業に期待をしている。さらなる復興対策として、設計や発注時においては下請業者や建設資材の地元調達がなされるよう、また均衡ある経済発展のためにも、被害のあった地域だけでなく、県全体における公共事業のあり方を検討するとともに、従来と違った工夫をしながら、柔軟な対応を行うよう要望をいたします。

次に、道路における沿道環境整備についてであります。

このことについて委員より、「国道、県道の沿道整備はどのように行っているのか」との質疑があり、当局より、「県は、県道及び国道の沿道で指定された区間の整備を行っている。また、昨年度より、道路の沿道修景の業務委託について一部見直しを進めてきており、今後、業務委託のあり方を検証しながら、効果的なものとなるよう検討しているところである」との答弁がありました。

これに対して委員より、「一部の道路で沿道修景が乱れていると見受けられるところがある。九州新幹線開通等により県外観光客の誘客の期待もあることから、受け入れる雰囲気づくりとして沿道修景の美化に力を入れるようお願いしたい」との要望がありました。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきまして

は、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中村幸一議長 次は、環境農林水産常任委員会、十屋幸平委員長。

○十屋幸平議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外1件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定をいたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部の補正予算についてであります。

今回の補正は、事業量の増加や口蹄疫復興対策等に伴うもので、一般会計で5億9,600万円余の増額補正であり、補正後の一般会計予算額は259億4,400万円余となります。また、特別会計では、宮崎県山林基本財産特別会計において6,200万円余の増額補正であり、補正後の特別会計予算額は6億2,400万円余となります。この結果、一般会計及び特別会計を合わせた補正後の環境森林部の予算額は265億6,900万円余となります。

このうち、埋却地周辺地下水等調査事業についてであります。

これは、今回の口蹄疫に係る家畜等の埋却処分に伴う地下水への影響について、定期的なモニタリング調査を行い、水質異常が発生した場合は詳細調査を行うものであります。

このことについて委員より、「複数年にわ

たって影響が懸念されることから、調査のマスタープラン等を作成するなど、長期的な視点で環境対策に取り組んでほしい」との要望がありました。

これに対して当局より、「国内で29万頭もの家畜を埋却した事例はなく、影響についての予測は困難であるが、本事業での調査結果や専門家の意見を踏まえた上で適切に対応してまいりたい」との答弁がありました。

次に、太陽光発電システム導入促進事業についてであります。

このことについて委員より、「パネルの設置工事やその後のメンテナンス等でのトラブルを未然に防ぐため、システムの導入に当たっては、県内の施工業者に依頼するよう啓発を行うてはどうか」との意見や、「ソーラー住宅の普及促進を図るため、予算の拡充に前向きに取り組んでほしい」との要望がありました。

次に、農政水産部の補正予算についてであります。

今回の補正は、口蹄疫復興対策及び国庫補助決定等に伴うもので、一般会計で15億7,700万円余の増額補正であります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の農政水産部の予算額は957億6,700万円余となります。

このうち、地域ぐるみ消毒体制整備事業についてであります。

これは、畜産農家の日ごろからの防疫意識を高め、地域ぐるみでの防疫体制の整備を図るため、地域における消毒体制の強化や家畜の飼養衛生管理基準の遵守について指導を行うものであります。

このことについて委員より、「広報誌やチラシによる意識啓発だけでなく、畜産農家を対象に初動体制を含めた研修を行うべきではない

か」との意見があり、当局より、「今回の口蹄疫の症例集を作成し、全農家に配布するほか、研修会を実施して、早期発見・早期通報の重要性についても理解が深まるよう指導を徹底してまいりたい」との答弁がありました。

次に、農業大学校家畜導入事業についてであります。

これは、口蹄疫の発生により殺処分した県立農業大学校の実習用家畜の再導入を行い、教育機能の回復を図るものであります。

このことに関連して複数の委員より、「県有種雄牛を初め、農業大学校や高鍋農業高校の県有家畜については、県民の貴重な財産であることから、国の手当金の対象となるよう引き続き国との協議を重ねてほしい」との要望がありました。

次に、口蹄疫からの経営再開に向けた取り組み状況等についてであります。

まず、当局より、終息宣言を受け、8月29日から再開された県内家畜市場の動向について報告があり、児湯地域での経営再開に伴う需要の増大などにより、ほとんどの市場で前年同期の価格、前回価格を上回っているとの説明がありました。

続いて、被災農家の経営再開に向けた意向や課題・要望等の調査結果について報告があり、複数の委員より、「今回の口蹄疫での初動体制についての反省を踏まえ、感染した場合の影響が大きい大規模経営体（企業畜産）に対する指導、連携を強化していくべきではないか」との意見がありました。

これに対して当局より、「市町村とも連携して情報収集に努めるほか、家畜保健衛生所で行う防疫演習等への参加も呼びかけてまいりたい」との答弁がありました。



また、当委員会といたしましては、被災農家の経営再開を円滑に行うため、殺処分家畜に対する手当金等の速やかな支払い手続とその非課税措置のほか、出荷遅延等により大きな影響を受けた農家に対する支援の拡充について強く要望いたします。

最後に、「環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中村幸一議長 次は、文教警察企業常任委員会、満行潤一委員長。

○満行潤一議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外2件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第1号「平成22年度宮崎県一般会計補正予算(第7号)」についてであります。

教育委員会所管における今回の補正は、口蹄疫復興対策及び国庫委託事業決定に伴うもので、一般会計で3,800万円余の増額補正であり、この結果、補正後の一般会計と特別会計を合わせた予算額は1,149億7,500万円余となります。

このうち、高鍋農業高校家畜導入事業についてであります。

このことについて当局から、「口蹄疫で全頭殺処分した実習用家畜について、牛や豚、合わ

せて45頭を再導入し、3カ年をかけて以前の状態に復興することとしている」との説明がありました。

これに対して委員より、「これまでの説明では、実習用の家畜は他の農業高校から借り入れるということではなかったのか」との質疑があり、当局より、「他の学校から借り入れることで検討していたが、他校への影響や、より早く復興することを勘案して、基金を活用して購入することとした」との答弁がありました。

また、複数の委員より、「生徒に二度とつらい思いをさせてはならないので、実習の再開に当たっては消毒体制に万全を期してもらいたい」との要望がありました。

次に、暴力団排除条例の制定についてであります。

このことについて当局より、「暴力団の排除活動を効果的に推進し、県民の安全で平穏な生活を確保するために、暴力団排除条例の制定に向けて作業中であり、来年2月議会に上程し、同年8月の施行を予定している」との説明がありました。

これに対し複数の委員より、「規制する施設は組事務所だけではなく、県民が不快感を感じ、暴力団を連想させる看板や建物などの類似施設も対象とできないか」「県民生活の安全確保のため、できるだけ早く施行すべきではないか」など、多くの意見や質疑がありました。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中村幸一議長 以上で常任委員長の審査結果報告は終わりました。

---

◎ 質 疑

○中村幸一議長 これより委員長の審査結果報告に対する質疑、討論に入りますが、質疑、討論についての発言時間は、議会運営委員会の決定どおり、1人10分以内といたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員 商工建設常任委員会の委員長の報告について質疑をさせていただきたいと思えます。

請願第9号の「宮崎県中小企業振興基本条例（仮称）の制定を求める請願」、これが審査の結果、不採択という報告がありましたが、審査の経過と不採択の理由を聞かせていただきたいと思えます。

○中村幸一議長 商工建設常任委員会、水間篤典委員長。

○水間篤典議員 請願第9号の「宮崎県中小企業振興基本条例（仮称）の制定を求める請願」が私どもの委員会で不採択になりましたが、その理由と審査の経緯ということであります。実は、この請願が提出されましたのが平成20年の6月議会でした。私は3代目で、まず十屋委員長、それから宮原委員長、私と、3代続けて継続になるような流れがありました。今まで2回は継続審査ということでありました。今回、この中小企業振興基本条例の制定について委員会で審議を深めようということをやりました。いろいろ経済情勢や、1年で経済情勢が大変変わっていく、変化していく中で、3年も近く継続審議とするとはいくような話も出たわけがございます。その中で、継続審査という

発言があれば、まずそこを基本にするわけですが、今回につきましては、採決をすべきという判断のもとで、採決ということになりますと、継続審査が消えるわけでございます。採択か不採択かということになり、それで、委員長としては諮らざるを得ず、委員の皆さんの賛否を問いましたところ、採択するに賛成少数ということになりまして、不採択という結果になったわけでございます。以上であります。

○前屋敷恵美議員 今、審査の経過が報告されましたけれども、これでは納得のいかない結果だと、審査の状況だというふうに言わざるを得ません。不採択になった理由そのものがまさに明確ではないわけです。審査に当たっては客観性も求められるという点では、今、全国でかなり多くの自治体でこの振興条例が制定をされ、それが活用されて地域の経済に大きく寄与しているという状況があるんですけれども、客観性も含めて審査の対象になぜしなかったのか。ホームページを開けば、どこの条例もしっかりその中身を含めて示してあるわけで、いかにこの条例が有効であるかということは委員会の中で論議されてしかるべきだというふうに思うんですけれども、そういう審査をやるという話にもならなかったんでしょうか。

○水間篤典議員 確かに、今おっしゃるように、紹介議員としては、請願が継続になっていくということについてはじくじたるものがあると思えます。しかしながら、委員会の中で、委員としての発言をいろいろ精査、審査する中で、それぞれの委員さんはそれぞれの会派や党や、持ってきておられるわけございまして、それ以上のことで、私がああしろ、こうしろと言うわけにもいきません。まずは、皆さんの御意見を拝聴した中で、精査し、委員会で慎重に

審議をした中でお諮りしましたところが、今回は不採択という結果になったことは、紹介議員としては不本意かもしれませんが、皆さんの御意見を集約した結果だということでもあります。

○前屋敷恵美議員 確かに、私は紹介議員であります。しかし、紹介議員だからということにとどまらず、やはり請願の中身をどう審議するかというのが委員会に付託された要件だというふうに思うんです。ですから、どういう形の請願であれ、紹介議員がだれであれ、しっかりと議会は県民の意思を受けとめて審議に付していくというのが当然の審査のあり方じゃないかというふうに思います。また、請願者は、単に個人的な要求からではなくて、地域経済の活性化、そしてまた宮崎の経済発展に及ぶ広範な利益のために請願をされている、そういう中身だというふうに私は受けとめております。県民要求をどのようにくみ上げるかが議会の、また委員会の役割だという点では、私は今後の大きな課題じゃないかというふうに思っているんですが、委員長としてはその辺どのように考えておられるか、お伺いしたいと思います。

○水間篤典議員 委員長としての私見を求められるというような話なんですが、粛々と商工建設常任委員会で慎重に審査をした経緯から不採択ということになったわけでございます。いろいろおっしゃることもわかります。審査に必要であれば審査の準備などしなきゃならないし、資料要求等があれば資料要求もしなきゃなりませんけれども、今回は、積み残しになったことについて、ここらあたりというと失礼ですが、この請願を継続することが今いいのかどうかということも含めまして、お諮りをしましたら、採決をすべきという決定になったわけで、それが賛成少数ということになったことについて

は、私から見ますと、委員会の委員総意でございますから、決定でございますから、それ以上のことは私としては申し上げられません。

○前屋敷恵美議員 終わります。

○中村幸一議長 以上で、常任委員長の審査結果報告に対する質疑は終わりました。

---

## ◎ 討 論

○中村幸一議長 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 日本共産党の前屋敷恵美でございます。今定例議会に提出されました議案に対する討論を行います。

まず、議案第8号「宮崎県国民健康保険広域化等支援基金条例及び宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例」及び議案第10号「認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例」について、反対の立場から討論をいたします。

議案第8号の宮崎県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部改正については、同基金条例そのものが、政府主導により市町村合併を前提として、県にも2分の1の負担をさせて創設し、国民健康保険事業の広域化を図ろうとするもので、問題があります。

今回の国保法の改定は、広域化の具体化として、都道府県に国保の広域化等支援方針の作成を求めており、今後、市町村国保の財政改善や収納率向上、医療費適正化などの指導監督を国にかわって都道府県が行う権限移譲を行おうとしています。しかも、県下の国保税を均一化するため、市町村の一般財源からの繰り入れを解消し、保険料値上げに転嫁することが明記されています。

現在の国保の財政難の原因は、国庫負担の削減にあります。国の予算を削減したまま国保を寄せ集めても、弱者同士の痛みの分かち合いにしかならず、財政や制度の改善にはつながりません。広域化によって一般財源の繰り入れがなくなれば、国保税はさらに高くなり、しかも、今後、医療給付費がふえるのに応じて際限なく引き上がるようになります。こうした国民負担をさらにふやすような制度の改定、法改定は改めるべきであり、同条例改定についても認められません。

また、後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部改正についても、高齢者に医療の格差、命の格差までもたらしめている後期高齢者医療制度そのものの廃止を求めるもので、同条例改定も認められません。

次に、議案第10号「認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例」についてです。

同条例の改定は、認定こども園の満3歳以上の子供たちの食事の外部搬入を認めるという施設の基準緩和、いわゆる規制緩和を行うものです。本来、生活の基本である食事、子供たちの健やかな発達を促す食育、それらを保障するために保育に関する基準や規制が設けられているわけです。どのような条件や要件が付加されたとしても、食事の外部搬入は、保育に経営上の効率化や市場原理が持ち込まれることには変わりはありません。少子化が叫ばれ、子育て支援の充実が求められているとき、子供を大切に、より丁寧な保育を行うためにも、安易に食事の外部搬入は認められるべきではないと思います。

次に、不採択との報告のありました請願第9号「宮崎県中小企業振興基本条例（仮称）の制

定を求める請願」及び継続審査となりました第38号「宮崎地方最低賃金改正についての請願」について、採択を求めるものです。

請願第9号「宮崎県中小企業振興条例（仮称）の制定を求める請願」について討論いたします。

当請願は、平成20年6月定例県議会に提出され、既に2年以上が経過しています。今回の委員会審査で出された結論が不採択ですけれども、何が採択に値しなかったのか、2年以上も審査をしてきたのですから、その理由が明らかにされないでは、請願者の納得を得ることはできませんし、県議会が県民の要求をどう受けとめるのか、請願そのものの意味や議会のあり方、委員会審査のあり方も大きく問われることではないでしょうか。長引く景気低迷の中、ましてや、県内は口蹄疫による甚大な被害で地域経済の疲弊が深刻な状況にあるとき、こうしたときに、より中小企業を支えることにもつながる中小企業振興条例は大きな威力を発揮することになります。地域の経済を支えている中小企業の活力なくして宮崎の経済の発展はありません。

今や、全国多くの自治体で中小企業振興条例が制定されていることは6月議会でも紹介をしたところですが、その名称も、それぞれ、「徳島県経済飛躍のための中小企業の振興に関する条例」とか、「中小企業憲章」「大阪府中小企業振興基本条例」など、中小企業の活性化に正面から取り組む自治体の姿勢がうかがえます。まさに、県内中小商工業者をしっかり支えることは県議会や県行政の役割であると思います。

また、中小企業振興条例の役割は、商工施策だけでなく、福祉やまちづくりなど、自治体の幅広い施策に反映させることができることも実

証されています。中小企業の経営の安定と活力が図られてこそ、地域経済の活性化、雇用の安定、ひいては県民生活の向上につながります。請願者の切実な思い、同条例制定の意義を県議会が十分に受けとめて、県行政に生かすことが重要なのではないのでしょうか。不採択とせず、今議会での採択を強く求めたいと思います。各議員の賢明な御判断を切に願うものです。

また、第38号の「宮崎地方最低賃金改正についての請願」については、景気低迷の中、非正規労働者もふえ、県民の暮らしは大変な状況に置かれています。宮崎県民の所得は全国最下位ランクであり、最低賃金の引き上げは当然必要なものです。働く者が労働に見合った対価を求めることは当然のことでもあります。こうした県民の切実な思いをしっかりと受けとめ、同請願の採択を求めるものです。

以上で討論を終わります。〔降壇〕

○中村幸一議長 以上で討論は終わりました。

---

◎ 議案第8号採決

○中村幸一議長 これより採決に入ります。

まず、議案第8号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村幸一議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎ 議案第10号採決

○中村幸一議長 次に、議案第10号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は可決で

あります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村幸一議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎ 議案第1号から第7号まで

第9号及び第11号から第15号まで採決

○中村幸一議長 次に、議案第1号から第7号まで、第9号及び第11号から第15号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎ 請願第9号採決

○中村幸一議長 次に、請願第9号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村幸一議長 起立多数。よって、本請願は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

---

◎ 請願第39号採決

○中村幸一議長 次に、請願第39号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は採択であります。委員長の報告のとおり決すること

に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議なしと認めます。よって、本請願は委員長の報告のとおり採択されました。

---

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○中村幸一議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長より閉会中の継続審査及び調査の申し出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

まず、請願第38号についてお諮りいたします。

本請願は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村幸一議長 起立多数。よって、本請願は委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願第40号についてお諮りいたします。

本請願は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村幸一議長 起立多数。よって、本請願は委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいまお諮りいたしました各請願を除く閉会中の継続調査については、各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議なしと認めます。よって、

各委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

◎ 議員発議案送付の通知

○中村幸一議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会及び議員から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

---

平成22年 9 月 24 日

宮崎県議会議長 中村 幸一 殿

提出者 議会運営委員長 横田 照夫  
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

地方分権に対応する地方議会の確立を求め  
る意見書

議員発議案第2号

国民健康保険の安定運営に関する意見書

議員発議案第3号

公共投資の積極的な推進による景気対策を  
求める意見書

議員発議案第4号

抜本的な赤潮対策と被害への救済措置を求  
める意見書

議員発議案第5号

農山漁村の再生及び産業の活性化に向けた  
6次産業化支援対策の充実を求める意見書

議員発議案第6号

子どもの立場に立った保育所の環境改善を  
求める意見書

議員発議案第7号

地方財政の充実・強化を求める意見書

議員発議案第8号

完全な地上デジタル化放送の実施に向けて  
円滑な移行策を求める意見書

議員発議案第9号

第10回都道府県議会議員研究交流大会への  
議員の派遣

平成22年9月24日

宮崎県議会議長 中村 幸一 殿

提出者 総務政策常任委員長 押川修一郎  
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定に  
より提出します。

記

議員発議案第10号

司法修習生に対する給費制存続を求める意  
見書

平成22年9月24日

宮崎県議会議長 中村 幸一 殿

提出者 宮崎県議会議員 水間 篤典  
権藤 梅義  
西村 賢  
井上紀代子  
徳重 忠夫  
濱砂 守  
田口 雄二  
松田 勝則  
函師 博規

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第1項の規定に  
より提出します。

記

議員発議案第11号

議会の議員の報酬の特例に関する条例

◎ 議員発議案第1号から第11号まで  
追加上程

○中村幸一議長 ただいま朗読いたしました議  
員発議案第1号から第11号までの各号議案を日  
程に追加し、議題とすることに御異議ありませ  
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議ありませんので、その  
ように決定いたしました。

まず、議員発議案第1号から第10号までの各  
号議案を議題といたします。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第2項  
及び第3項の規定により、説明、質疑及び委員  
会の付託を省略して直ちに審議することに御異  
議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議ありませんので、その  
ように決定いたしました。

◎ 討 論

○中村幸一議長 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許しま  
す。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 提案されました議  
員発議案についての討論を行います。

まず、議員発議案第1号「地方分権に対応す  
る地方議会の確立を求める意見書」について、  
反対の立場から討論いたします。

同議案では、まず、「首長が議会を招集する  
現行の仕組みを改め、議長に議会招集権を付与  
すること」の文面についてですが、「議長にも  
招集権を」の表現であれば意味は通じますが、  
額面どおり読むと、現行の首長の議会招集権を

変えて、議長が議会を招集すると受け取れることです。これは明らかに行き過ぎた行為です。

議長の議会招集権については、地方自治法の第101条の第2項で「議長は、議会運営委員会の議決を経て、当該普通地方公共団体の長に対し会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる」と規定され、「当該地方公共団体の長は、請求のあった日から20日以内に臨時会を招集しなければならない」とされています。また、第3項で、議員定数の4分の1以上の者で臨時議会の招集を請求することができることもうたわれています。

また、専決処分が承認されなかった場合の対応についてですが、専決処分は、国の法改正や災害の発生などの緊急事態で議会を開くいとまがないときにだけ限られています。また、議会を開くいとまがないかどうかは、客観性が強く求められることでもあります。仮に、不当な専決処分が行われ、議会が承認しない場合は、首長の政治責任が問われることであり、首長にとっての政治生命にもかかわることになります。それだけに、より重い責任と慎重さが求められることとなります。

以上のような見解から、現段階では現行の地方自治法を改定して事に臨む必要はないと考えます。

次に、議員発議案第2号「国民健康保険の安定運営に関する意見書」についてです。

市町村の国民健康保険の財政難の要因は、国庫負担の削減にあります。本来、国民健康保険は社会保障の制度として規定されており、国保の運営責任は国が負っています。しかし、政府は、国民健康保険事業の広域化を図りながら、現在の財政難を国民負担をふやすことで解消させようとしています。国民健康保険の広域化そ

のものが問題であり、同意見書案の①で述べる「広域化支援基金」に市町村国保の安定運営のための役割を果たさせることは無理があり、問題と言えます。しかし、今、口蹄疫発生に伴う所得の落ち込みの中で、市町村国保財政の悪化は避けられず、特別交付金等による補てんは当然必要であると思います。そして、その措置を国に積極的に求めることも当然必要であり、同意見書に賛成をするものです。

次に、議員発議案第8号「完全な地上デジタル放送の実施に向けて円滑な移行策を求める意見書」についてです。

同意見書での要求項目は、どれも至極当然のことであり、国は積極的に応じなければならないと思います。ただ、現在、国策で地上デジタル化が進められる中で、来年7月24日のアナログ放送終了の予定日までに難視聴地域の問題を初めとするさまざまな問題解決が図られる保障は示されていません。まだ十分に地上デジタル化への移行の条件が整っていない現段階で、公共の電波を一方向的にストップさせることの問題は大きく、テレビ難民が出ることは必至であり、地上デジタル化開始の日程の延期を検討しながら、体制整備を十分に進めることが必要であると思っています。

以上、私見も述べながら、同意見書に賛成するものです。

以上で討論を終わります。〔降壇〕

○中村幸一議長 以上で討論は終わりました。

---

### ◎ 議員発議案第1号採決

○中村幸一議長 これより採決に入ります。

まず、議員発議案第1号についてお諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の



議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村幸一議長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎ 議員発議案第2号から第10号まで採決

○中村幸一議長 次に、議員発議案第2号から第10号までの各号議案を一括お諮りいたします。

各号議案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

---

◎ 議員発議案第11号提案理由説明

○中村幸一議長 次に、議員発議案第11号を議題といたします。

ここで、提出者に提案理由の説明を求めます。水間篤典議員。

○水間篤典議員〔登壇〕(拍手) 議員発議案第11号「議会の議員の報酬の特例に関する条例」について、発議者を代表いたしまして、その提案理由を御説明申し上げます。

今定例会における代表質問、一般質問において、多くの議員から、口蹄疫の発生により多大な影響を受けたさまざまな産業や県民の安全・安心な生活へ向けた復興への取り組みに対する質問、さらには本県の財政状況に関する質問が数多くなされたところでもあります。

御案内のとおり、議員は公職選挙法の中で寄附行為が禁止されており、本県の危機、県民の窮状にも募金すらできない状況でもあります。さらに、今回の口蹄疫対策で多額の一般財源が必要になったことなどにより、従来から厳しい

状況であった本県財政がさらに厳しいものとなり、来年度の予算編成にも大きな影響が出るのではないかと懸念が数多く取り上げられました。当局におかれましては、これまで以上に歳入歳出両面にわたって徹底した見直しを進められるようですが、これまでも思い切った財政改革を実施しており、まさに乾いたぞうきんをさらに絞り出すようなものであります。

このようなことから、私はさきの代表質問でも提案をさせていただきましたが、議会においても何らかの見直しが必要ではないかと考えております。連合艦隊司令長官山本五十六の言葉です。「やってみせ、言って聞かせて、させてみて、褒めてやらねば、人は動かじ」。今まさに本県の危機であり、県民は復興に向けて必死に取り組んでおります。県民の負託を受けた県議会議員が率先垂範すべきであります。口蹄疫により未曾有の大災害を受けた本県の再生・復興に向けて、少しでも役に立つように議員みずから行動すべきと思うのであります。

このような思いから、お手元に配付しております議会の議員の報酬の特例に関する条例案を提案させていただいた次第であります。本条例案は、我々の今任期中に限ったものであります。議長、副議長及び議員の報酬について、その5%を減額しようとするものであります。

この条例案につきまして、他の会派から、10月に出される人事委員会勧告の動向を見きわめてからではどうか、また県職員や他の団体への影響を考慮すべきではないか、報酬ではなく政務調査費を減額してはどうか、5%の削減についてなど、さらには今後の問題として検討してはどうかとの意見が出されたようでもあります。提出者であります我々の中でも、報酬の削減率をどうするか、政務調査費減額について、ある

いは1人区をなくし、議員定数をさらに見直し  
てはどうかなど、かなり踏み込んだ意見まで出  
され、慎重に協議を重ねたところであります。  
まず、今できることは何なのか、スピード感  
を持って今みずから事に当たる必要があるとの結  
論に至ったところであります。

過去、平成16年から19年にかけて危機的な県  
の財政状況に伴い、議員報酬を5%削減した先  
例もあります。また、さきの行財政特別委員会  
でも公社改革や議会改革の提言もありました。  
議員各位におかれましては、今回の口蹄疫から  
の一日も早い再生・復興を果たすためにも、本  
条例の趣旨を十分御理解いただき、ぜひとも御  
賛同いただきますようお願いを申し上げます。

また、今回の提案が選挙目当てだとか、議員  
定数に反対したのだから非常識だとか、書き込  
みがあったようであります。私どもは、今こ  
そ、県民生活が大変な時期であることから、県  
民目線で県民の皆様と痛みを共有すべきとの判  
断に立ちまして、今回の提案になりましたこと  
を申し添え、提案理由の説明とさせていただきます。  
よろしく願いいたします。(拍手)  
〔降壇〕

○中村幸一議長 提出者の説明は終わりました。

---

◎ 議員発議案第11号採決

○中村幸一議長 お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規  
定により、質疑及び委員会の付託を省略して直  
ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議ありませんので、その  
ように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第11号については、原案のとおり  
可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村幸一議長 起立少数。よって、本案は否  
決されました。

---

◎ 議案第24号から第28号まで上程

○中村幸一議長 次に、お手元に配付のとおり  
、知事より議案第24号から第28号までの各号  
議案の送付を受けましたので、これらを一括上  
程いたします。〔巻末参照〕

---

◎ 知事提案理由説明

○中村幸一議長 ここで、知事に提案理由の説  
明を求めます。

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 ただいま提  
案いたしました特別議案の概要について御説明  
申し上げます。

初めに、議案第24号「平成21年度宮崎県歳入  
歳出決算の認定について」であります。

これは、平成21年度の一般会計と13の特別会  
計の決算について、地方自治法の規定に基づ  
き、議会の認定に付するものであります。

このうち、一般会計歳入歳出決算の概要につ  
いて御説明申し上げます。

決算の結果は、歳入6,134億5,154万1,000円、  
歳出6,062億5,091万1,000円となっており、翌年  
度への繰越事業に充当する財源を差し引きます  
と、実質収支は20億2,887万1,000円となっ  
ております。

平成21年度の財政運営につきましては、雇用  
の創出や医師の確保など、新みやざき創造戦  
略に基づく重点施策を積極的に推進するととも

に、宮崎県行財政改革大綱2007の財政改革プログラムに基づき、投資的経費の縮減・重点化や一般行政経費の徹底した見直し、さらには人件費の縮減等に努め、収支不足の圧縮を図ったところであります。今後、税収の回復が見込まれない中、社会保障関係費や公債費の増大に加えて、口蹄疫対策において多額の財政負担が生じていることから、極めて厳しい財政状況になるものと考えられます。県といたしましては、選択と集中の理念を徹底し、基金の取り崩しに頼らない財政運営の転換に向けて積極的な行財政改革に取り組んでいく必要があるものと考えております。

議案第25号から議案第28号までは、平成21年度の4つの公営企業会計の決算について、地方公営企業法の規定に基づき、議会の認定に付するものであります。

このほか、報告が1件ございますが、説明は省略させていただきます。

以上、追加提案いたしました議案の概要について御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。〔降壇〕

○中村幸一議長 知事の説明は終わりました。

次の本会議は、29日午前10時開会、総括質疑であります。

本日はこれで散会いたします。

午前11時10分散会

10月12日（火）

# 平成 22 年 10 月 12 日 ( 火 曜 日 )

午前 10 時 0 分開議

52 番 外 山 三 博 (自由民主党)  
53 番 福 田 作 弥 ( 同 )

出席議員 (42 名)

- 5 番 西 村 賢 (新みやざき)
- 6 番 岡 師 博 規 (日 日 新)
- 7 番 武 井 俊 輔 (愛みやざき)
- 8 番 岩 下 斌 彦 (つくしの会)
- 9 番 山 下 博 三 (自由民主党)
- 10 番 黒 木 正 一 ( 同 )
- 11 番 松 村 悟 郎 ( 同 )
- 12 番 中 村 幸 一 ( 同 )
- 15 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
- 16 番 外 山 良 治 ( 同 )
- 17 番 田 口 雄 二 (新みやざき)
- 18 番 松 田 勝 則 ( 同 )
- 19 番 中 野 廣 明 (自由民主党)
- 20 番 十 屋 幸 平 ( 同 )
- 21 番 押 川 修 一 郎 ( 同 )
- 22 番 外 山 衛 ( 同 )
- 23 番 宮 原 義 久 ( 同 )
- 24 番 河 野 安 幸 ( 同 )
- 26 番 前 屋 敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 27 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 太 田 清 海 (社会民主党宮崎県議団)
- 29 番 満 行 潤 一 ( 同 )
- 30 番 水 間 篤 典 (新みやざき)
- 31 番 濱 砂 守 ( 同 )
- 32 番 星 原 透 (自由民主党)
- 33 番 中 野 一 則 ( 同 )
- 34 番 横 田 照 夫 ( 同 )
- 35 番 丸 山 裕 次 郎 ( 同 )
- 36 番 蓬 原 正 三 ( 同 )
- 39 番 新 見 昌 安 (公明党宮崎県議団)
- 40 番 長 友 安 弘 ( 同 )
- 41 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
- 43 番 井 上 紀 代 子 (新みやざき)
- 45 番 権 藤 梅 義 ( 同 )
- 46 番 徳 重 忠 夫 ( 同 )
- 47 番 坂 口 博 美 (自 民 党 鳳 凰 の 会)
- 48 番 萩 原 耕 三 (自由民主党)
- 49 番 黒 木 覚 市 ( 同 )
- 50 番 緒 嶋 雅 晃 ( 同 )
- 51 番 米 良 政 美 ( 同 )

地方自治法第 121 条による出席者

- |                 |           |   |
|-----------------|-----------|---|
| 知 事             | 東 国 原 英 夫 | 夫 |
| 副 知 事           | 河 野 俊 嗣   | 嗣 |
| 県 民 政 策 部 長     | 山 下 健 次   | 次 |
| 総 務 部 長         | 稲 用 博 美   | 美 |
| 福 祉 保 健 部 長     | 高 橋 博 博   | 博 |
| 環 境 森 林 部 長     | 吉 瀬 和 明   | 明 |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 渡 邊 亮 一   | 一 |
| 農 政 水 産 部 長     | 高 島 俊 一   | 一 |
| 県 土 整 備 部 長     | 児 玉 宏 紀   | 紀 |
| 会 計 管 理 者       | 加 藤 裕 彦   | 彦 |
| 企 業 局 長         | 濱 砂 公 一   | 一 |
| 病 院 局 長         | 甲 斐 景 早 文 | 文 |
| 財 政 課 長         | 日 隈 俊 郎   | 郎 |
| 教 育 委 員 長       | 近 藤 好 子   | 子 |
| 教 育 長           | 渡 辺 義 人   | 人 |
| 公 安 委 員         | 山 崎 殖 章   | 章 |
| 警 察 本 部 長       | 鶴 見 雅 男   | 男 |
| 人 事 委 員 長       | 黒 木 奉 武   | 武 |
| 代 表 監 査 委 員     | 城 倉 恒 雄   | 雄 |

事務局職員出席者

- |             |           |   |
|-------------|-----------|---|
| 事 務 局 長     | 日 高 勝 弘   | 弘 |
| 事 務 局 次 長   | 岡 崎 吉 博   | 博 |
| 総 務 課 長     | 渡 邊 靖 之 仁 | 之 |
| 議 事 課 長     | 武 田 宗 仁   | 仁 |
| 政 策 調 査 課 長 | 日 高 正 憲   | 憲 |
| 議 事 課 長 補 佐 | 中 原 光 晴   | 晴 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 日 高 賢 治   | 治 |
| 議 事 課 主 査   | 関 谷 幸 二   | 二 |
| 議 事 課 主 査   | 前 田 陽 一   | 一 |

## ◎ 決算特別委員長審査結果報告

○中村幸一議長 ただいまの出席議員42名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、決算特別委員長の審査結果報告から採決までであります。議案第24号から第28号までの各号議案を一括議題といたします。

ここで、決算特別委員長の審査結果報告を求めます。決算特別委員会、蓬原正三委員長。

○蓬原正三議員〔登壇〕（拍手） 当決算特別委員会に付託されました議案第24号から第28号に係る平成21年度決算の認定について、各分科会を中心に審査を行ってきたところでありますが、その審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

まず、議案第24号「宮崎県歳入歳出決算」の概要についてであります。

一般会計の決算額は、歳入6,134億5,154万1,000円、歳出6,062億5,091万1,000円で、前年度決算額と比べ、歳入、歳出とも6.1%の増となっております。この結果、歳入から歳出を差し引いた形式収支は、72億63万円であり、このうち、翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支は、20億2,887万1,000円の黒字となっております。また、小規模企業者等設備導入資金など13の特別会計の決算状況は、総額で歳入が83億9,355万3,000円、歳出が57億7,771万3,000円で、差し引き残額は26億1,584万円となっております。

次に、議案第25号「宮崎県電気事業会計決算」の概要についてであります。平成21年度の事業収益は47億9,019万円、事業費用は42億2,622万2,000円で、当年度純利益は5億6,396

万8,000円であります。供給電力量の目標達成率は、平成21年度の年間雨量が統計を始めた昭和37年以降、最も少なかったことにより、67.1%となっており、電力収入の目標達成率は96.2%となっております。

次に、議案第26号「宮崎県工業用水道事業会計決算」の概要についてであります。平成21年度の事業収益は3億4,203万1,000円、事業費用は2億6,856万5,000円で、当年度純利益は7,346万6,000円であります。なお、使用水量の目標達成率は118.5%となっております。

次に、議案第27号「宮崎県地域振興事業会計決算」の概要についてであります。平成21年度の事業収益は2,669万3,000円、事業費用は2,139万円で、当年度純利益は530万3,000円であります。なお、施設利用者数の目標達成率は108.8%となっております。

最後に、議案第28号「宮崎県立病院事業会計決算」の概要についてであります。平成21年度の収支状況は、総収益が254億7,480万1,000円、総費用が266億350万6,000円で、差し引き11億2,870万5,000円の赤字となり、前年度に比べ赤字額は2億5,992万4,000円増加しております。

これらの決算審査に当たっては、予算の執行が、議会の議決の趣旨及び目的に沿って適正かつ効率的になされ、所期の事業目的が達成されたかどうかについて確認することを基本とした決算審査方針に基づき、慎重な審査を行いました。その結果、一部に改善すべき点は見受けられるものの、全般的に適正に執行されており、議案第24号については賛成多数、議案第25号から第28号については全会一致で認定すべきものと決しました。

以下、当委員会における指摘要望事項について

て申し上げます。

まず、総括的事項として、本県財政が将来においても持続的に健全性が保たれるよう、自主財源の一層の確保に努めるなど、財政改革の着実な実行に取り組むことを求めます。また、主要施策の決算審査における成果の報告のあり方について、目標に対する成果がより具体的にわかるように、その説明や記載の仕方について検討を行うことを求めます。

次に、個別的事項として、次の諸点について県当局の今後一層の取り組みや検討、改善を求めるものであります。

1つ、情報システムに関する契約について、競争性の確保を図り、運用コストの削減に引き続き取り組むこと。

1つ、中山間地域活性化対策について、ちょっとした支援でも住民に前向きな意識変化があるので、瞬間的なものとならないよう、長期的なスパンで取り組むこと。

1つ、市町村合併後の課題や成果の検証について、本来、市町村みずからが行うべきものであるが、県も継続して行うこと。

1つ、県内7つの消防非常備町村の常備化に向けた取り組みを促進すること。

1つ、老人福祉施設整備等について、今後、施設をどのように配置していけばいいかを検討する際の資料とするためにも、養護老人ホームや軽費老人ホームの入所待機者数についても早急に調査を行うこと。

1つ、県立病院について、今後も経営改善に取り組むことは重要であるが、病院事業は人の命にかかわっているということを念頭に置きながら、今後の病院経営を進めること。

1つ、宮崎フリーウェイ工業団地の企業誘致促進について、今後、県有地として管理するこ

とになるが、雇用の拡大及び地域産業の活性化につながるよう、企業誘致活動の推進に努めること。

1つ、コンベンション等開催支援について、今後も観光宮崎の再生に向けて、さらなる開催支援や誘致活動に取り組むこと。

1つ、発注者と受注者において、工事着手前に十分な意見交換を行えるよう、また、コミュニケーションが図られるような環境づくりをすること。

1つ、県土整備部の監査における指摘事項について、今後も引き続き職員の指導を徹底するとともに、職員の意識改革並びに業務の改善等を図りながら、指摘事項をなくす努力をすること。

1つ、林業・木材産業を支える戦力としての担い手を養成するために、切れ目のない持続的な取り組みを推進すること。

1つ、本県産の杉を住宅に使いたいという県民のニーズに的確に対応できる取り組みを推進すること。

1つ、みやざきフェア等による農産物のPRや販売促進等の取り組みに当たっては、具体的な目標を立て、さらにその成果についてはしっかりと検証を行うこと。

1つ、農業用廃プラスチックの適正処理については、農家の意識を高める等の取り組みを推進すること。

1つ、合併処理浄化槽、農業集落排水施設等の整備推進については、地域の実情を考慮しながら、効率的・経済的な手法により、生活排水処理率の向上に努めること。

1つ、鳥獣被害対策については、捕獲活動の強力な推進や効果的な被害防止技術の確立など、より一層の対策に取り組むこと。

1つ、農林水産業の振興については、予算の執行率にとられるのではなく、選択と集中の視点に立って、将来を見据えた事業推進に努めること。

1つ、学校教室における空調設備について、公費による整備を検討すること。

1つ、信号機の設置について、事故の発生件数や交通量、通学路の指定、地域住民の要望等を踏まえて、緊急性、必要性の高い箇所から計画的に信号機の新設を進めるとともに、特に緊急性の高い箇所については早急に整備を行い、歩行者や自転車利用者等の安全で安心な交通環境を一層確保すること。

1つ、電気事業については、今後とも経営基盤の一層の強化を図るとともに、経費縮減や事業の効率的な運営などの経営努力により、安定的な事業運営が行えるように努めること。

当委員会での指摘要望事項は以上であります。今後の予算編成及び事業執行に当たっては、当委員会並びに監査委員の指摘要望事項について、特段の改善と努力が図られるよう重ねて要望するものであります。

なお、各分科会の報告の取り扱いについては、会議録への登載を議長にお願いし、当委員会の審査の経過及び結果についての報告を終わります。以上であります。（拍手）〔降壇〕

○中村幸一議長 決算特別委員長の審査結果報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

---

## ◎ 討 論

○中村幸一議長 これより討論に入ります。

討論についての発言時間は1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許しま

す。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 日本共産党の前屋敷恵美でございます。議案第24号「平成21年度宮崎県歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。

まず、財政運営では、地方交付税が大幅に削減されるもとの、その代替財源としての臨時財政対策債の発行額は、前年の2倍を超える474億1,900万円余に上っています。21年度における臨時財政対策債の償還額は、102億5,600万円余が地方交付税措置されているようですが、それを含めても21年度の地方交付税は1,723億円余で、前年度額をさらに下回っています。この臨時財政対策債の増加で、県債発行額は890億7,000万円余、県債残高は9,226億2,000万円余と膨大な額に達し、公債費は923億円余と前年度を46億円余上回っています。

こうした状況では健全な財政運営は図られません。国にも大きな責任があります。臨財債の償還が30年にも及ぶようなやり方は改めるべきで、今何より、臨財債を減らし、地方交付税をもとに戻すことが重要です。そのためにも無駄を削り、軍事費や大企業優遇税制にメスを入れ、国民の負担によらない財源確保を図るよう国に要求すべきであり、このことは新政権の大きな課題であると思います。

歳入を見ると、自主財源の柱である県税収入は前年度に比べ136億4,000万円余の減収、特に個人県民税の収入未済が増加していますが、昨今の厳しい経済情勢を反映し、県民の暮らしの大変さが読み取れます。こうした中、国保税を納めたくても納められない滞納世帯は4万8,398世帯に及んでおり、1カ月程度の短期保険証や窓口全額自己負担となる資格証明書の世帯は1万9,361世帯、さらに、いずれの保険証も交付さ



れていない未交付世帯は6,328世帯に及んでいます。県民の命と健康が守られているとは言いがたい状況にあります。政府によるデフレ宣言が発せられ、ますます格差と貧困が広がる中で、こうした県民の暮らしの状況をしっかり把握し、県民の暮らしや福祉をどう守るか、県民の苦勞に心を寄せ、地方自治体の本旨を全うする県行政が求められています。

そこで、歳出における行政運営、各種事業について述べます。

まず、福祉や医療については、特に後期高齢者医療制度の実施が、高齢者を年齢で区別し、高い保険料や医療費負担、差別医療をもたらしており、早急な解決が必要です。県としても制度の廃止を求めるべきと思います。また、国の施策による療養病床、介護病床の削減が進む中で、その受け皿は極めて不十分、特別養護老人ホーム等の整備のおくれは問題です。

また、21年度決算における不用額が48億5,000万円と多額に上る中で、特に民生費や衛生費などでの扶助費等の執行残が見られますが、とりわけ、現下の厳しい経済状況のもとで暮らしや健康を支える点でも、医療費の公費負担、生活保護扶助などを十分に行うことや、特養ホームの整備を充実させて入所待機者の解消を図ることは切実です。

商工政策については、長引く景気低迷の中で、宮崎の経済の中心を担う中小企業をどれほど支え、県民の切実な雇用の確保にどれだけ役割を果たすかが問われています。雇用確保の点では、国の緊急雇用基金事業や企業立地促進補助金等の直接助成による企業誘致での雇用の確保も進められました。しかし、基金事業では安定した再就職に道を開くまでには至らず、企業倒産による新たな失業や派遣切り、雇いどめな

どが広がる中で、失業者を出さないための行政としての役割が強く求められています。また、新規雇用を誘致企業に頼ることも一つの方策ではありますが、過度な条件競争に走ることをないようにすることが重要であり、同時に、地元中小企業が取り組む雇用の拡大に積極的に直接助成を行うなどの支援が必要ではなかったでしょうか。

農業関連では、食料基地を自負する本県の農業を発展させるためには、農家を直接支え、再生産につながる価格保障や所得補償を充実させ、安心して農業、農家が継げる後継者、担い手を育てることが必要です。そのためにも不要不急の農業土木工事等の見直しが求められたと思います。

また、市町村合併の問題については、合併促進のための支援交付金や無利子貸し付けなど、かなりの財源を投入して推進が図られてきたことです。本来、市町村合併は、住民の暮らしの中から住民の意思に基づいて必然的に発生し、自治体が判断をするもので、国や県の思惑で、しかもさまざまな支援策を講じて強力に推進するようなものではありません。ましてや、住民の意思を明確に示す住民投票はおろか、アンケート調査すらなされずに合併が行われたところもありました。しかも第29次地方制度審議会では、「さらなる市町村合併は進めるべきではない」という議論が噴出する中、これまでの合併の十分な検証のないまま促進されてきたことです。現に合併した自治体では、役場が遠くなって不便、旧役場周辺が寂れたなど、住民サービスの低下や地域経済の疲弊などの声が聞かれています。合併によって財政規模は大きくなって財政力の強化にはなり得ず、地域で安心して暮らせるのか、過疎化に拍車をかけることにな

りはしないか、住民の不安とともに行政の責任が大きく問われてくると思います。

以上、平成21年度決算について幾つかの問題点を指摘し、決算の認定に反対をするものです。

以上で討論を終わります。〔降壇〕

○中村幸一議長 以上で討論は終わりました。

---

◎ 議案第24号採決

○中村幸一議長 これより採決に入ります。

まず、議案第24号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村幸一議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

---

◎ 議案第25号から第28号まで採決

○中村幸一議長 次に、議案第25号から第28号までの各号議案について一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり認定されました。

---

◎ 議員発議案送付の通知

○中村幸一議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会及び議員から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

平成22年10月12日

宮崎県議会議長 中村 幸一 殿

提出者 議会運営委員長 横田 照夫  
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第13号

口蹄疫からの再生・復興に関する提言・要望を行う決議

議員発議案第14号

九州各県議会議長会九州・沖縄未来創造会議への議員の派遣

---

平成22年10月12日

宮崎県議会議長 中村 幸一 殿

提出者 宮崎県議会議員 萩原 耕三  
黒木 寛市  
中野 一則  
満行 潤一  
長友 安弘

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第1項の規定により提出します。

記

議員発議案第15号

尖閣諸島海域での中国漁船領海侵犯事件に関する意見書

---

◎ 議員発議案第13号から第15号まで追加上程

○中村幸一議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第13号から第15号までの各号議案を日

程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

---

◎ 議員発議案第13号及び第14号採決

○中村幸一議長 まず、議員発議案第13号及び第14号を議題といたします。

お諮りいたします。

両案については、会議規則第39条第2項及び第3項の規定により、説明、質疑及び委員会の付託を省略して、直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第13号及び第14号について一括お諮りいたします。

両案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議なしと認めます。よって、両案は原案のとおり可決されました。

---

◎ 議員発議案第15号提案理由説明

○中村幸一議長 次に、議員発議案第15号を議題といたします。

ここで、提出者に提案理由の説明を求めます。中野一則議員。

○中野一則議員〔登壇〕（拍手） それでは、発議者を代表して、「尖閣諸島海域での中国漁船領海侵犯事件に関する意見書」の提案理由を

説明させていただきます。

尖閣諸島は、歴史的にも国際法上も我が国固有の領土であり、明治以来、我が国が一貫して実効支配を続けていることは厳然たる事実であり、皆様も当然御承知のことと存じます。

この海域において、去る9月7日、中国漁船が領海を侵犯し、違法操業を行った上、海上保安本部の巡視船に接触を繰り返して逃走を図るという事件が発生しましたが、第十一管区海上保安本部は、この漁船の船長を公務執行妨害の容疑で逮捕いたしました。

しかしながら、信じがたいことに、那覇地方検察庁は9月24日、この船長を処分保留で釈放いたしました。那覇地検は記者会見で、「我が国国民への影響や今後の日中関係を考慮すると、これ以上、被疑者の身柄拘束を継続し捜査を続けることは相当でないと判断した」と述べていますが、この説明は、検察当局の本意ではないと思いますが、検察が外交を考え、政治判断をしたと述べているものであり、とても納得のいくものではありません。

これは、中国の領海法に中国領と明記し領有権を主張する中国に、わざわざ尖閣諸島放棄を中国政府に認めたに等しい行動であり、我が国を恫喝すれば何でも言うことを聞くという誤ったメッセージを国際社会、とりわけ中国に発信してしまったものであります。

まさに、我が国の歴史に汚点を残す外交的敗北であり、政府は、弱腰外交との批判を免れることはできません。

この意見書は、一日本人、一国民として当然のことを政府に求めているものでありますので、ぜひ御理解を賜りたいと存じます。

なお、平成4年2月に、中国政府が領海法を公布し、尖閣諸島を中国固有の領土と明記した

ことに対して、本県議会は、時の宮沢政権に対し、毅然たる態度で中国政府に臨むよう求める意見書を全会一致で可決し、提出しておりますことを念のために申し添えます。

ただいま申し上げました趣旨を踏まえ、何とぞ議員各位の御賛同をいただきますようお願い申し上げます。（拍手）〔降壇〕

○中村幸一議長 提出者の説明は終わりました。

### ◎ 質 疑

○中村幸一議長 これより質疑に入ります。

質疑についての発言時間は、1人10分以内といたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。榎藤梅義議員。

○榎藤梅義議員 質疑に先立ちまして、まずは、19日ぶりに釈放された建設会社フジタの高橋副部長と、それ以前に釈放された3名の方々と御家族並びに関係者の皆様方の御心労、御労苦に心からお見舞いを申し上げます。

それでは、質疑に入ります。

この問題に対して、9月29日の本県議会の議会運営委員会において、自民党委員より、尖閣諸島付近の領海内の中国漁船衝突問題で、本日中に再度議運を開くなど、本問題の意見書提出ができないかとの提案がありました。我が新みやざき会派としては、余りにも性急であり、この種の提案、つまり議運を再度開き、議事内容を修正することはできないこと、与党内に中国漁船船長を起訴せずに釈放した那覇地検の決定について賛否両論あり、結論を出せないとの意思表示をいたしておりました。

その後、幹事長会が招集され、自民党の意見

書案が示されましたが、幹事長会には出席し、文書も受け取りました。しかし、前日のいきさつから、幹事長会としての協議に加わっておりませんので、若干の質疑をさせていただきます。

まず、9月7日の本問題発生以来、47都道府県での採択状況は、1カ月以上経過し、私の判断としては異例の遅いテンポではないかと思っております。それは本問題の複雑さにある。つまり、巨大な隣国中国とのつき合い方、つまり、領海問題や、2006年に安倍首相が訪中し、中国側と構築に合意した戦略的互惠関係の推進に起因するところが大きいものと考えます。そして、経済が急成長しつつあり、名実ともに大国化の道を歩む中国に対して、アメリカもヨーロッパも、そして我が日本国も、自国の利益を踏まえて羨望のまなざしを送っております。私どもが最も信頼するアメリカでさえ、領土問題は二国間の問題として中立的な立場を崩さず、日米安保の立場からは、その第5条により対象地域になるとの解釈をやっと引き出しております。

そこで、まず第1に伺いますが、現在の全国の意見書の採択状況は把握されていると思いますが、内容や数は確認されているのか。また、現在、議会で議論されているものを含めて半数程度と聞きますが、提案者としての御判断を伺います。

○萩原耕三議員 ただいまの御質問にお答えいたします。全47都道府県のうちに現在まで可決した都道府県が25、可決の予定が9、合計34ということでございます。内容はほぼ一緒であります。

○榎藤梅義議員 そういうことで提出の判断をされたということですね。

次は、過日の幹事長会で最初に私どもにいただいた案文と本日提案された案との修正の箇所と、その議論の過程をお尋ねします。

**○萩原耕三議員** 私は直接幹事長会に出席しておりませんが、新みやぎの皆さんの御理解もいただければということで大分柔軟に対応して今回の案となったわけでありませぬ。

**○権藤梅義議員** 私どもの会派としては、柔軟だ何だと言われても協議に参加をしておりませぬので、そういう配慮についてはわかりませぬ。

次に、意見書のタイトルであります、データベースで見る意見書の内容は、連休前の10月8日、実質10月7日現在で沖縄を除き11県であります、「事件」というタイトルを使っているのは熊本県と兵庫県の2県だけであり、それも早い時期の9月28日付であります。本県の案文は「事件」としてありますが、このことについてはどのような検討をして使われているのか伺います。

**○萩原耕三議員** 言うならば事件なんですね。要するに、日本の海上保安庁の船にたまたま接触したのではなくて、故意に追突しているわけですから、そういうことで私はこの「事件」が妥当であろうと。最終的には政府が考えることでもありますけれども、我々がマスメディア等から聞き得る内容、あるいは日本人としての感覚でこういう状況になったわけでありませぬ。

**○権藤梅義議員** 時間がありませんので、次に進みますが、次に、本県提出案の文面で、本文中の下から2行目、「今回の政府措置に抗議する」とあり、「領海侵犯事件として謝罪を求めるとあります。しかし、中国船船長の勾留延長を行った11日ごろから中国の態度は強硬となり、政府のハイレベル協議の中断、フジタの幹

部社員4名の逮捕や希少資源レアアースの輸出規制を初め、矢継ぎ早の経済制裁が打ち出されると、攻守所を変えた感があります。これは政権が交代していないときに起きても選択の余地はなかったのではないかと私は考えます。人命にかかわるフジタの幹部社員も帰国できた現在、今日現在の意見書としてタイムリーなものか、その内容に疑問が持たれます。この点はどうのような議論を経ての結論なのか伺いたいと思います。

**○萩原耕三議員** 詳しい内容はよく存じておりませぬけれども、現在の中国の出方を見ておられますと、皆さんもほとんど肌で感じていらっしゃると思いますが、国際社会の中において、日本固有の領土ということ政府ももうちょっとアピールしてほしいと、そういう感覚であります。なお、レアアースの問題にいたしましても、世界の目が、それはちょっと行き過ぎじゃないかという目になってきたんじゃないか。もろもろの問題を考えると、中国自身が自制をさせたのではないだろうか。各県からこういう意見書等がどんどん出出したということは、つぶさに中国政府も理解しているでしょうから、そういうことを考えると、非常に時宜を得た各県からの意見書であろうと私は思っております。

**○権藤梅義議員** 内容については大いに後で議論をいたしますが、次に進みます。

次は、10月1日付で全国都道府県議長会が尖閣諸島の領土権に関する緊急決議を議決しています。そしてその内容は、尖閣諸島は我が国固有の領土であるという毅然たる態度を、中国政府を初め諸外国に示すことを求めております。私もこの点について、質疑をすることになって初めて知ったのでありますが、これは議長とし

て全議員に周知させることが最低必要だったのではないかと思います、そのことはここでは触れません。このことは政府方針として従前の自民党政権の方針と何ら変わることなく、10月4日の夜、ブリュッセルでのASEM首脳会合での温家宝首相との廊下での25分の会談でも、議長会決議の趣旨に沿った主張を菅首相も行ったとマスコミは報じております。この点は、中国の主張と我が国の主張がかみ合わない、すれ違っていることが現実の問題であり、政府解釈等に異論はないと思うのであります。その意味からすると、本県意見書の「記 1、毅然たる態度を堅持し」云々には既にこたえていると思えますが、提案者はどのように判断されますか、お伺いいたします。

**○萩原耕三議員** 温家宝首相と日本の菅総理がどういう話をしたか、メディアからでしかかいつまんで見ることはできませんけれども、日本の国民もそうだし、世界に向けても正式に、尖閣列島というのは日本の固有の領土なんだということをやすべきだというふうに思っております。

**○権藤梅義議員** 今回はそれを菅首相がやりましたがということでの質疑なんです。答弁になっていないと思いますが、次に進みます。

次に、10月5日以降のマスコミ各社の報道は、ASEMでの首脳会議は25分間と短い会談ではあったが、今回の衝突事件で悪化した日中関係を回復させる機会となったのはよかったとの評価のようであります。そして、今後の日中関係の改善に努めよとの主張が強くなっております。10月1日の山口県議会や兵庫県議会、10月5日の福島県議会や長崎県議会は、日中関係の早期正常化や戦略的互惠関係の維持発展に姿勢を戻し、継続することを求めています。これ

は日本側としても、今月末予定の東南アジア諸国連合（ASEAN）首脳会議、11月に横浜で開かれるアジア太平洋経済協力会議（APEC）、これには温家宝首相も出席予定であります、これに向けた地ならしができたとの見方もあります。

一方、中国側としても、10月15日から18日の第17期共産党中央委員会第5回総会の指導部人事を前に、日本に譲歩したとの見方が広がることは避けたかったとの観測が流れる中、それでも温家宝首相とのロビー会談が成立したことは、関係修復を中国側も急ぐ必要があるものと判断したためと見られています。

そこで伺いますが、私どもの県議会に提案されておりますこの案は、このことに触れていません。私は、現時点の意見書としては致命的ではないかと思うわけであります。これは議論しなかったのか。このことは今後の政権運営や国益として最も重要と思われまます。その必要性の認識をどのように判断、議論されたのか、伺います。

**○萩原耕三議員** これは手続上、2～3日前の話ですからできませんでしたがけれども、この書類がそのまま中国政府に行くわけじゃありません。日本国民が、各都道府県がどういう思いでおるかということを理解させるために私どもは意見書を出すわけでありまますから、致命的とかそういう問題ではないと思えます。それは政府のほうが高度な政治判断をするでしょう。それと、菅総理と温家宝首相が会談したということは前向きでいいことですよ。そういうことをどんどんやっていって、日本の領土は領土、アジアを安定にするための交渉は外務省がやるべき仕事であって、私どもとしては、県民として国民として主張は主張でやっていくことであろう

と私は思っております。

○**榑藤梅義議員** それでは、中国との正常化、あるいは、今までもろもろの経済制裁その他が起きて今日があって、改善されようとしておりますが、そのことを改善すべきだと、こういう意見を政府に投げかけることは必要ないという意味ですか。

○**萩原耕三議員** そういうことを言っているんじゃないんですよ。日本の国土は国土なんですよということとはぴしゃっと言ってくださいと。戦略的互惠関係というのは、それはそれでやっていかなきゃいけないわけにありますから、そういう仕事をするのが政府の仕事ですよ。何も重箱の隅をつつくつもりはありませんけれども、純粋な気持ちを私どもは表現しているわけで、各都道府県から集まった意見書等も勘案しながら、政府としてよりこれから先の——中国は立派な隣国ですから、政治体制が違いますけれども、そういうことの不安がどこかに日本国民の中にはあるということです。そういうことであります。

○**榑藤梅義議員** 私どもとしては、全体的に眺めてということですが、時間がなくなりました。我が会派内においても、タイトルや内容を修正する用意があるならば同意してもよいのではないかという意見もあったことを紹介しまして、質疑を終わります。以上です。

○**中村幸一議長** 以上で質疑は終わりました。お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略して、直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**中村幸一議長** 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

## ◎ 討 論

○**中村幸一議長** これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。武井俊輔議員。

○**武井俊輔議員**〔登壇〕 愛みやざき武井俊輔でございます。

議員発議案第15号「尖閣諸島海域での中国漁船侵犯に関する意見書」につきまして、賛成討論をさせていただきます。

本来であれば、反対討論があつての賛成討論であるということは承知しておりますが、先ほど質疑も行われまして、全会一致を見ない情勢のようでございますので、あえて賛成討論をさせていただきます。

この議案書の発出の要因となりました件につきましては、先ほど提案者のほうからございましたが、9月7日の中国漁船衝突事故でございます。意見書にもありましたとおり、尖閣諸島が疑うべくもない日本の領土であるにもかかわらず、中国の漁船がそれを侵犯した上、海上保安庁の巡視船に衝突をしたものであります。

その後、当該船の船長は那覇地検により、日中関係を考慮して釈放されてしまいました。この対応について、10月3日、読売新聞が実施をした世論調査でございますが、「この対応に納得できない」という答えが72%、また、「政治介入はなかった」という菅直人総理大臣の説明には、83%が納得をしていないという結果でありました。

すなわち、政府の対応には多くの国民が納得しておらず、与党内からもまた多くの声も上がっております。したがって、この意見書の中に記載されている「政府の措置に抗議する」ということは、決して政局的なものではなく、極

めて自然な国民、県民の感情、感覚であると考えております。

確かに、県議会にも政党やそれに伴う会派が存在しておりますが、私たちは宮崎県民の皆様から選出をされております。報酬も県民の皆様からいただいております。であれば、たとえ与党系の会派であっても、その対応に疑義があれば、県民の目線から抗議の意見書に賛成をぜひしていただきたいと思うものであります。

先ほどの質疑を聞いておりましたが、決してこれは日中関係を悪化させんがために提出をするというものではありません。しかしながら、国としては、たとえ中国が不快感を持つにしても、これだけは守らなければならない、これだけは言わなければいけないということは、やはり言わなければいけないのではないのでしょうか。

そしてまた、さきの質疑の中で、いろいろと言葉を一つ一つとられましての質疑がありましたけれども、それであれば、御自身で御自身のあるべき形を会派として提出をされればよろしかったわけであって、今こういう形でその内容について、会議にも参加されない中でこういった一言一言の質疑がされるというのは、非常に違和感を感じるものであります。

当事者の沖縄県議会は、政府のみならず、中国府にも抗議決議を全会一致で提出しておりますし、また、隣県の熊本県議会においては、中国側への抗議及びビデオ公開までを求める意見書を全会一致で可決いたしております。それに比べましては、本県のものはかなり穏当な内容であると思っておりますし、また、この内容であれば、ぜひ全会一致で可決されてしかるべき内容ではないかと考えております。それが政府に対してのよりインパクトをもたらすものになるの

ではないかと考えております。

いずれにいたしましても、本意見書はまさに時宜を得たものであると考えておりますし、お一人でも多くの賛同者があることを切に願ひまして賛成討論とさせていただきます。

以上で終わります。（拍手）〔降壇〕

○中村幸一議長 以上で討論は終わりました。

---

### ◎ 議員発議案第15号採決

○中村幸一議長 これより採決に入ります。

〔徳重、西村、瀆砂各議員退席〕

議員発議案第15号についてお諮りいたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村幸一議長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

〔徳重、西村、瀆砂各議員着席〕

---

### ◎ 閉 会

○中村幸一議長 以上で、今期定例会の議事はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成22年9月定例県議회를閉会いたします。

午前10時46分閉会